

30 高教福第 962 号

平成 31 年 1 月 15 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

「教職員の引率旅行におけるバスガイド料金に係る旅費の取扱い」

Q & A について（通知）

このことについては、平成 30 年 11 月 1 日付け 30 高教福第 791 号教職員・福利課長通知により、通知したところです。

このたび、お寄せいただいた質疑をもとに Q & A を作成しましたので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725

「教職員の引率旅行におけるバスガイド料金に係る旅費の取扱い」 Q&A

(バスガイド料金：バスガイドに係る日当や宿泊料を含みます。)

問 1. 乗務員経費にバスガイド料金が含まれないのはなぜですか？

答 1. 貸切バスの経費のうち旅費の対象として認めているものは、バス代、有料道路代、駐車場代、バスの航送料及び乗務員経費です。(平成 18 年 3 月 30 日付け 17 高教職第 1371 号教職員課長通知「教職員の引率旅行の旅費の調整について」) これらは貸切バスの運行に必要な経費であるため、旅費の支給対象とすることを特例的に認めたものです。

引率旅行におけるバスガイドの主な乗務目的として、①修学旅行において各地の歴史や文化等の情報提供を行うなど、教育目的でのサービス提供を受ける場合と、②運行経路において安全確認を行うなど、車掌の乗務が義務づけられる場合で、その業務を兼ねているときに挙げられます。

①については、教育目的として必要であっても、貸切バスの運行に必要な経費であるとは認められず、②の車掌の乗務が義務づけられる場合(①に加えて、②の業務を兼ねる場合)に限って、バスガイド料金を必要不可欠な経費であると認め、乗務員経費として旅費の支給対象とするものです。

なお、①について、公費による支出を妨げるものではありませんので、各学校の実情にあわせて、役務費により支出するなど適切な取扱いを行ってください。

問 2. 車掌の乗務が義務づけられる場合とはどのような場合ですか？

答 2. 別紙「旅客自動車運送事業運輸規則第 15 条」及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」を参照してください。

問 3. バスガイド料金は、第 5 号様式(旅行費用精算(見積)書)のどの欄に記載するよう旅行会社等に依頼すればよいですか？

答 3. 乗務員経費として認められない一般的なバスガイド料金は、旅費対象外経費となりますので、第 5 号様式の(H) その他費用の欄に記載するよう旅行会社等へ依頼してください。

問 4. 車掌の乗務が義務づけられる場合、第 5 号様式はどのように記載するよう旅行会社等に依頼すればよいですか？

答 4. 車掌の乗務が義務づけられており、バスガイドが車掌業務を兼ねる場合は、旅費対象経費とすることができますので、第 5 号様式の(A) 交通費の欄に「バスガイド料金」、摘要欄に「兼・車掌(義務)」と記載するよう旅行会社等へ依頼してください。

問 5. この時期に通知が出たのはなぜですか？

答 5. これまで、バスガイド料金とバス代がそれぞれ請求された場合は、バスガイド料金を旅費の支給対象外とし、これらが一括で請求され、分割できない場合は、バスガイド料金を含めたバス代を旅費の支給対象としてきました。

しかしながら、旅行会社等が同一であるにもかかわらず、各学校への請求方法が統一されていない事例も確認されました。

これらを踏まえ、四国運輸局高知運輸支局に根拠法令等を確認し、検討した結果、バスガイド料金とバス代は本来分割できるものであり、一般的なバスガイド料金を旅費で支出することは、費目の性質上、適切ではないと判断し、これまでの取扱いを速やかに是正するために通知をしたものです。

なお、旅行会社等と取扱いを調整したうえで、バス代との分割が不可能な事情がある場合は教職員・福利課に連絡してください。

◆旅客自動車運送事業運輸規則（抜粋）

（車掌の乗務）

第十五条

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）に車掌を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

- 一 車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車（被牽引自動車を除く。）であって道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十条の告示で定める基準に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき。
- 二 車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。
- 三 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。

◆旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（抜粋）

第 15 条車掌の乗務

(1)第 2 号の「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準は、次に示すとおりとする。ただし、積雪、氷結等により一時的に道路障害の起きる地域等について、これによることが適当でないと認められる場合には、地方運輸局長は本基準と異なる基準を定めることができる。この場合、隣接の地方運輸局長と密接な連携をとること。

なお、天災その他の理由によって状態が変化する路肩、路面、転落危険箇所等に係る運転上の危険の有無については、第一義的に事業者が判断するものとする。

「道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき」の判断基準

1. 道路

運行系統又は運行経路において、他の車両等と安全にすれ違うことができる幅員（6m）を有していない区間が存在する場合。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合を除く。

- ①過疎地のように交通量が少ない地域に存するものであること。
- ②道路の大部分を、両端から、直接に又は道路に設置されている鏡を使用して、見通すことができること。
- ③待避所がある場合には、待避所相互間の道路の大部分を、直接に又は道路に設置されている鏡を使用して、見通すことができること。
- ④誘導員（事業者の監督下にあるものに限る。）が配置されていること。
- ⑤幅の狭い車両であること。

2. 踏切道

運行系統又は運行経路上に存する踏切道に、踏切警手若しくは誘導員の配置又は保安設備（踏切警報機、踏切遮断機及び道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 33 条の信号機をいう。）の設置がされていない場合。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合はこの限りではない。

①専用鉄道、構外側線又はこれに類するものに存するものであること。

②次のような単線区間に存するものであること。

イ．踏切道の地点における列車速度が 50km/h 以下であること。

ロ．踏切道直前の一時停止の地点において、バスの運転者席から、踏切道に設置されている鏡を使用しないで、線路を 200m 以上見通すことができること。

3. 折り返し場所

道路、駅前広場等を折り返し場所とする場合であって、折り返しをする際に後退が必要であるもの。ただし、次のいずれかの条件に該当する場合を除く。

①過疎地のように交通量が少ない地域に存するものであること。

②柵等で通行区分が明確にされており、バスの後退により人又は他の車両等に危険を及ぼすおそれがないこと。

③誘導員（事業者の監督下にあるものに限る。）が配置されていること。

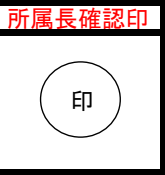
④後方確認用テレビを装着した車両であること。

学校名	〇〇学校
旅行名	修学旅行 生徒引率

生徒引率旅行の旅行費用精算書

※旅行終了後の日付

旅行先	大阪 神戸 方面	旅行日	平成30年10月1日(月)～	算出基準人員	50 名		
			平成30年10月4日(木)	児童・生徒	48 名	医 師	名
			全行程 3 泊 4日	先 生	2 名	看護師	名
			(旅館 泊 ・ 車中 泊)			添乗員	名



旅行会社名等

印

旅 費 対 象 経 費	(A) 交通費	種別		区間	基本運賃・料金	割引	(1人当たり)運賃・料金	摘要
		貸切バス代		全行程	200,000		4,000	
		内 訳	バス代		160,000		3,200	
			有料道路代		5,000	①	100	②
			駐車場代		5,000		100	
			乗務員経費		10,000		200	
			バスガイド料金		20,000	④	400	兼・車掌(義務)
		JR・鉄道						
		フェリー代		③				
		航送料						
計						4,000		
旅 費 対 象 経 費	(B) 宿泊費	宿 泊 料	日付	旅館・ホテル(宿泊地)	条件(該当に○)	宿泊料金	摘要	
			10/1	〇〇ホテル	素 朝付 2食付	6,000		
			10/2	× × ホテル	素 朝付 2食付	7,000		
			10/3	△ △ ホテル	素 朝付 2食付	8,000		
					素 朝付 2食付			
					素 朝付 2食付			
		計(a)					21,000	
		宿泊料の条件欄:素＝素泊まり 朝付＝朝食付(分割不可) 2食付き＝朝・夕食付(分割不可)						
		宿泊料に含ま れない場合の 朝・夕食代 (食事代が分割可能な 時はこの欄に)	日付	料金	摘要	日付	料金	摘要
			10/1	2,000	夕食			
	10/2		500	朝食				
	10/2		1,000	夕食				
	計(b)						3,500	
	合計(a+b)						24,500	
	(C)旅行取扱料金						0	
(D) 1人当たり旅費額合計(A+B+C)						28,500		

旅 費 対 象 経 費	(E) 昼食代	地名	料金	摘要	地名	料金	摘要
		10/1	1,000	お弁当			
		10/2	1,000	ミールクーポン			
		10/3	1,000	カレーライス			
		10/4	1,000	店内食			
		計				4,000	
	(F) 入館・拝観料	地名	施設名	料金	地名	施設名	料金
		計				0	
	(G) 諸経費	項目	料金	項目	料金	項目	料金
		旅行傷害保険	200				
		航空機欠航保険	180				
		計				380	
	(H) その他費用	項目	料金	項目	料金	項目	料金
		バスガイド料金	700	④			
		計				0	
		一般的なバスガイドの場合					
		(I) 1人当たり経費合計(E+F+G+H)					4,380
		1人当たりの旅行費用合計(D+I)					32,880

- ①一人当たり料金を記載してある場合は、基本運賃の記載がなくても構いません。
- ②人数割の一人当たり料金を記載すること。割り切れない場合は切り捨てもしくは端数処理をすること。
- ③精算書に記載するものは、旅行会社に手配を依頼したものに限り、自身で購入された切符等については、領収書又は生徒引率旅行の申立書での提出になります。
- ④乗務員経費として認められない一般的なバスガイド料金は、(H)その他費用の欄に記載してください。車掌の乗務が義務づけられており、バスガイドが車掌業務を兼ねる場合は、(A)交通費の欄に記載し、摘要欄に「兼・車掌(義務)」と記載してください。

※食事代の料金が分かる時は【素】に○をつけ、食事代を除いた金額を【宿泊料金】に記載してください。食事代は下の【宿泊料に含まれない場合の朝・夕食代】に記載してください。

※食事代分割不可の時は【朝付】【2食付】のどちらかに○をつけ、食事代を含む金額を【宿泊料金】に記載してください。